

食安輸発1015第1号
平成26年10月15日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

健康食品の原料に係る殺菌方法の確認について

放射線照射による殺菌等の確認については、平成26年度輸入食品監視指導計画に基づき実施しているところです。

今般、これまでの放射線照射に係る食品の違反状況を踏まえ、乾燥品及び粉類であって、健康食品の原料として使用される食品の輸入届出がなされた場合には、輸入者を通じて、輸入の都度、製造者から文書入手し、放射線照射が行なわれていない旨の確認を行うこととしましたので、御了知の上、対応方よろしく願います。

なお、本通知をもって、平成19年9月19日付け食安輸発第0919004号「米国産食品等に係る殺菌方法の確認について」を廃止します。